

長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画 概要

県民文化部こども若者局こども・家庭課、児童相談・養育支援室

第1章 支援に関する基本的な方針

1 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」

(R6.4施行)

○女性の抱える問題が多様化、複合化、複雑化している中、支援施策の根拠法を「要保護女子」の「保護更生」を目的とした売春防止法から転換。

○女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

*「困難な問題を抱える女性」とは(法第2条)

性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)

困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために基本計画を策定。

(2) 計画の位置づけ：法第8条第1項に基づく都道府県基本計画

(3) 計画の期間：令和6年度～令和10年度(5年間)

2 現状及び課題

(1) 本県における女性支援の状況

- 支援体制(R5.4.1現在)：女性相談センター、女性相談員(37名)等
- 女性相談件数(R4)：8,524件
- 一時保護(R4)：年間15件、うち12件がDV
- 県内の民間団体等：女性向けシェルターなし

(2) 支援のための施策推進にあたっての課題

- ①相談窓口、支援等を利用しない又は躊躇する女性への相談充実
- ②支援業務の特性による一時保護施設及び女性保護施設の制約
- ③困難な問題を抱える女性の自立に向けた調整機能の強化
- ④女性支援を行う民間団体等が少数

3 基本目標

- 1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築
- 2 一時保護機能の多様化及び支援の拡充
- 3 自立支援のさらなる充実
- 4 支援機関の体制・連携強化及び民間団体等の掘り起こし

成果指標の取組項目	現状(R4)	目標(R10)
相談支援担当者職員の研修受講率	84%	100%
一時保護による支援の満足度(退所時)	75%	100%
支援調整会議(圏域会議)への参加市町村	0	77
協働する民間団体等の数	0	3

第2章 支援のための施策内容に関する事項

1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築

- (1) アウトリーチ、居場所の提供等による早期把握
 - ・県内の高校、短大、専門学校、大学等に対するチラシ配布、学生相談室等を通じた周知
 - ・若年女性がアクセスしやすい、ネット、SNS、二次元コード等を使用した情報発信
 - ・「こどもカフェ」等、県の居場所づくりの取組を活用した女性に対する情報発信
- (2) 相談支援の質の向上
 - ・相談方法の多元化(メール、問合せフォーム等)
 - ・女性相談支援員に対する傾聴スキル等に関する研修強化

2 一時保護機能の多様化及び支援の拡充

- (1) 多様な問題を抱える女性に対する一時保護・緊急避難支援事業の受入対象者の拡大、一時保護の役割分担による幅広い受け入れ体制の検討
 - ・一時保護施設における利用者の状況に応じた柔軟な対応の検討
 - ・「にんしんSOSながの」による支援拡充
- (2) 心身の健康の回復及び生活支援
 - ・同伴児童支援のための保育士、学習支援員の確保
 - ・被害者及び同伴児童に対して精神的なケアを行うためのカウンセラーの確保
 - ・女性相談支援センター、児童相談所の連携による同伴児童支援の強化

3 自立支援のさらなる充実

- (1) 同伴児童等への支援
 - ・児童相談所、児童家庭支援センターとの連携による心のケアの充実
- (2) 自立支援の充実
 - ・自立支援計画の策定による適切かつ継続的な支援
 - ・各種手続窓口につなげる同行支援
 - ・生活就労支援センター「まいさぼ」との連携による就労や住まい、家計等の相談の充実
- (3) アフターケアに関する支援の強化
 - ・女性相談支援員を中心とした伴走型支援
 - ・市町村等と連携した継続的なフォローアップ

4 支援機関の体制・連携強化及び民間団体等の掘り起こし

- (1) 支援のための体制づくり
 - ・支援者のバーンアウト(燃え尽き症候群)防止のためのサポート体制強化
 - ・女性相談支援センターのスーパーバイズ機能の強化
- (2) 関係機関の連携強化
 - ・支援調整会議、圏域ネットワーク会議における情報、対応策等の共有
 - ・市町村基本計画の策定支援
 - ・個人情報の取扱い、本人同意の徹底
- (3) 民間団体等の掘り起こし
 - ・シェルター、相談窓口、研修業務を行う民間団体等発掘

第3章 その他施策の実施に関する重要事項

毎年度、長野県児童虐待・DV防止対策連絡協議会の「DV被害者支援等に関する分科会」において、実施状況の把握、評価を行う。